

精神保健福祉法の 改正で求められる 保健師の役割

精神保健福祉法が改正され、2024年4月より市町村等において「精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象」とした相談支援が始まる。そこで精神保健福祉法の改正の概要や趣旨、市町村における相談支援体制の整備と都道府県のバックアップに関するポイントを解説する。また、地域で包括的な支援体制を整えるための取り組み事例を紹介し、今後の精神保健福祉における保健師の役割や活動の在り方について考える。

- 使いこなそう！改正精神保健福祉法
今日から何する？これからの行政保健師
- 市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備と
都道府県のバックアップ
- 生駒市における包括的な支援体制による相談支援の取り組み
- 岐阜県における精神障がい者を地域全体で支える仕組みづくり
- 相談支援専門員の立場から市町村や県（保健所）の保健師に期待すること